

～北九州市宿泊施設等改修事業～

新型コロナウイルス対策・ ワーケーションスペースの整備を行う 宿泊施設へ助成を行います！

本市に來訪する旅行者に安全、安心に旅行を楽しんでいただくため、市内の宿泊施設等が行う感染防止対策、ワーケーションスペースの設置などを目的とする取組に対して、福岡県と連携して補助金を支給します。

1 補助対象施設

下記A、Bの両方を満たす必要があります。

A 北九州市内で以下の営業を行っている宿泊施設

①旅館・ホテル、簡易宿所(「旅館・ホテル等」)

※「風俗営業等許可施設^{*}」を除く旅館・ホテル等は、福岡県宿泊施設受入強化補助金(以下、「県補助金」という。)への事前または同時申請が必要です。

「風俗営業等許可施設^{*}」=風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行う施設

②住宅宿泊事業法の届出をしている住宅、国家戦略特別区域法の認定を受けた施設(「民泊施設」)

B 新型コロナウイルス感染症対策(消毒液の設置、宿泊者を把握するための宿泊客名簿への正確な記載等)を講じており、福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設

2 補助対象事業

(1)新型コロナウイルス感染症対策を目的とした施設整備及び物品の購入等の費用

※新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に限り、令和2年5月14日以降に支出した経費についても対象とします。

- ①密を避けるための施設レイアウト改修
- ②非対面・非接触のサービス導入
- ③飛沫感染・接触感染防止
- ④宿泊者の検温(※非接触に限る)
- ⑤換気・空気清浄の実施

(2)ワーケーションスペースの設置などに要する費用

- ①施設及び設備の改修
- ②宿泊施設内において、仕事や会議を行うために必要となる備品

3 補助金額

(1) 風俗営業等許可施設を除く旅館・ホテル等(県補助金と併用した場合※)

- 補助率 補助対象経費の3/4以内
- 補助上限額 ① 1施設あたり客室数 51室以上の施設 750万円
- ② 1施設あたり客室数 50室以下の施設 450万円

※ 市からの補助率は対象経費の1/4以内で、①の場合250万円、②の場合150万円です。

(2) 風俗営業等許可施設、民泊施設

- 補助率 補助対象経費の3/4以内
- 補助上限額
 - ・風俗営業等許可施設 1施設あたり 450万円
 - ・民泊施設 1施設あたり 60万円

4 申請期間

令和3年6月28日(月)～令和3年8月31日(火)

※申請期間中であっても、予算が無くなり次第募集を終了させていただきます。早めの申請や事前相談等をお勧めします。

5 申請方法

原則として郵送又はメールでの提出とします。(メールの場合は、原本を後日郵送ください。)

6 提出書類等

以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09600222.html>

令和3年度 北九州市 宿泊施設等改修

検索



7 お問い合わせ・提出先

北九州市宿泊施設等改修事業補助金事務局(受託事業者:(株)ACR)

住所: 〒810-0004

福岡市中央区渡辺通4-10-10 紙与天神ビル2F

電話: 090-4594-8990

メール: kitakyu-hojo@acr.gr.jp

受付時間: 9時00分～17時00分

※土、日、祝日、お盆期間(8月11日～15日)を除く。